

#### ④ 高断熱窓（改修のみ対象）

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修する工事で、以下の3種類のいずれかが対象。 <b>新設は対象外。</b></li> <li>（1）内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）</li> <li>（2）外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置）</li> <li>（3）ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換）</li> <li>・ 改修後の窓が<b>熱貫流率4.65W/m<sup>2</sup>・K以下</b>のもの。</li> </ul>	
助成金額 (千円未満切り捨て)		荒川区外業者から購入した場合
	個人	本体費用(税抜き)の2分の1 <b>上限15万円</b>
		荒川区外業者から購入した場合
	集合住宅	①窓本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②15万円×施工戸数 <b>上限375万円</b>
		①窓本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②10万円×施工戸数 <b>上限250万円</b>

申請書類（ A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）	
(A) 共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。</li> <li>2 領収書、内訳書の写し 本体費用や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの</li> <li>3 改修した窓の<b>施工後</b>写真 全形が1枚ずつ写ったもの</li> <li>4 改修した窓の<b>施工前</b>写真（<b>令和8年5月1日以降に改修が完了した場合のみ必要</b>）</li> <li>5 設置に関する図面 改修した窓のある室の平面図（どの窓を改修したか明示されたもの）</li> <li>6 <b>対象要件のうち、規定の熱貫流率に適合していることが分かる資料</b>（性能証明書、カタログ等） ※内訳書の品名、写真、設置図面、性能証明書又はカタログ等の4点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。</li> </ol>

+

(B) 申請者区分別	個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工場所の所有者による<b>施工承諾書</b>（賃借している場合のみ）</li> <li>2 管理組合の承認を得たことを確認できるもの（集合住宅の区分所有者が、外窓交換又はガラス交換を実施する場合のみ）※内窓設置の場合は必要ありません</li> </ol>
	集合住宅	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の固定資産税の納税通知書（課税明細書含む）の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本）</li> </ol> <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理組合の規約の写し</li> <li>2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書</li> </ol>

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。